

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

令和4年3月15日 開会 10時00分 閉会 11時40分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

西村 慎次郎 三宅 孝之 柳井 一徳
坊野 公治 大滝 文則

4. 欠席委員名

柳原 英子

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 荒木 謙二

(2) 説明員

副市長	猪原 慎太郎	総務部長	藤原 雅彦
総務部次長	久安 伸明	総務課長補佐	伊藤 圭史
教育長	伊藤 祐二郎	教育次長	唐木 英規
学校教育課長	平木 康晴	生涯学習課長	成智 千恵
教育総務課長補佐	亀田 博行		

(3) 事務局職員

事務局長	和田 広志	主幹	藤井 隆史
主任	多賀 大祐		

6. 傍聴者

(1) 議員 沖久教人、原田敬久、多賀信祥、山下憲雄、三宅文雄、西田久志、
宮地俊則、佐藤 豊

(2) 一般 0名

(3) 報道 1名

7. 発言の概要

副委員長（西村慎次郎君） 皆さんおはようございます。

委員長が体調不良により欠席していますので、私が代わって委員長の職務を行います。よろしく願いいたします。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

3月も中旬ということで、もう本格的な春を迎えております。新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置も解除をされておまして、それこそ先週末ぐらいから岡山県内でも大きな人の流れが生まれているようでございます。いろんな感染防止策を徹底した上で、しっかり経済を回していくことも大切なのだらうと思っております。

井原医師会の先生方のご協力のおかげで、本市におきましては3回目のワクチン接種がおおむね順調に進んでいるところでございます。また、ここへ来て4回目の接種といったことを厚生労働大臣が先週言われているようであります。しっかり検討していく、さらには4回目のワクチンの確保もしっかり考えていくというようなことも表明されているようであります。こういった話を聞くと、まだまだしばらくはウイズコロナなのかなという感じがしているところであります。

話は変わりますが、3月6日日曜日に東京マラソンが行われました。新谷仁美さんですけれども、それこそ実業団1年目の大会、東京マラソンで優勝したということで、すごく興味深くテレビを見させていただいておりました。それこそ13年ぶりのフルマラソンということだったのですけれども、自分の記録を10分近く縮めるというようなことで、日本歴代第6位のタイムということで、大健闘をしてくれました。それこそ次のオリンピックを目指してほしいなというようなことも思ったりするわけではありますが、本人はレース後の会見で、もうしんどいで二度とフルマラソンなんか走りたくないというようなコメントをされているようであります。いかにも新谷さんらしい、いろんなコメントで楽しませてくれるのですけれども、オリンピックはおろか、今年の7月にアメリカのオレゴンで世界選手権があるということで、そこに日本人3人の枠があるということなんです、その3番目として新谷さんの名前が挙がっていて、ただ新谷さんはもう走らないと言っているのです、日本陸連の幹部の人たちみんなが大変困っているというようなことも耳にするところであります。それこそ今後の新谷さんの言動などすごく楽しみだなというふうに思っているところであります。

そういった中、本日は総務文教委員会を開催いただきました。皆様方には何かとご多用の

中、お繰り合わせご出席いただきまして誠にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が3件、その他所管事務調査事項が1件ということでございます。皆様方には慎重にご審議をいただきたいと思っております。

なお、お手元に本定例会報告事項をお配りしております。後ほどお目通しいただければと思っております。本日はどうぞよろしく申し上げます。

〈議長挨拶〉

〈議案第17号 井原市個人情報保護条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第18号 井原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について〉

委員（柳井一徳君） 過去、私1度イクメンということで一般質問させていただきました。その際に、過去1名の男性職員の方が育児休暇を取られたと、その後男性の職員の方で育児休暇を取られたというような経緯がございますか。

総務部次長（久安伸明君） 男性の育児休業の取得者というご質問でございます。令和2年度は1名でございました。現在令和3年度でまだ途中でございますが、今年度3名の方が取得をされております。

委員（柳井一徳君） 国、県のほうからも男性の育児休業取得ということは推進されておるし、その後私質問してからもう4名の方が増えておるといふ、もうすばらしいことだなと。今後ともこの件についても上長の方も十分に理解して、職員の方を保護してあげていただきたいなというふうに思います。

委員（三宅孝之君） 条例のところ、この令和4年4月1日から施行されるということ

で、国のほうの育児休業法改正も併せて4年4月1日からということで、多分この条例の内容となっていると思うんですけども、第21条のところ、私のほうがこれをどう解釈していいのか、総務課のほうはどう解釈されているのかちょっと教えていただきたいんですが、第21条に任命権者は職員本人または配偶者から妊娠出産の申出があった際、育児休業に関する情報提供、意向確認等をするを義務化と書いてあります。要するに、市の任命権者は本人から妊娠出産の申出があったときに、育児休業に関する情報提供は必ずしてくださいということなんですけど、その後の意向確認の義務化というのは、出産妊娠の意向を確認することを義務化ということは、聞くということですか。任命権者が絶対聞かなきゃいけないということなんですか。その辺のあたり、それは何か私にとってはハラスメント的なのとか、国の文書をそのままだったと思うんですけども、このあたりが納得いなくて、その辺の解釈をお伺いしたいなと思います。

総務部次長（久安申明君） 意向を確認するということについてですが、女性だけではなくて男性も当然想定しております。ですから、奥さんのほうが出産をいついつするという話になると、男性職員は育児休業を取るか取らないかという判断も当然出てくるかと思しますので、そういう意味合いで意向確認することを義務化するというふうに捉えております。

委員（三宅孝之君） 分かりました。家族を持っていらっしゃる方の女性、男性、夫婦の働き方に関してのことだと思うんですけども、それが義務として聞いたときに、何で話さなきゃいけないのっていうふうに思うところもあるんでしょうけども、そのあたりの、働く、それから子供を妊娠して出産していくっていうことを伝えることによって今後の働く補助的な意味合いでこれを義務化しているのか、そういったところはどんなですかね。その方が妊娠、出産っていうことを確認することで何かメリットというか、そういうものがありますかね。

総務部次長（久安申明君） 確認するメリットといいますと、当然育児休業で休業されるということになると、その仕事を業務遂行していく上で当然何らかの支障が出てくると、そういったことで、例えば時期であるとか、この時期からこういうふうを取得したいとかということがあれば、当然人事面であるとか環境面を整備しないといけませんので、その辺はやはり事前に相談を受けて判断していきたいというふうに考えております。

委員（三宅孝之君） よく分かりました。仕事するのに大分支障を来すということもあるんでしょうけども、そうなった場合に、妊娠、出産だけじゃなくいろいろな形で病気や何やかんやであったときには、そういったことも確認が必要になってくるんだろうと思うんですけども、この意向確認だけの義務化というふうにはないんでしょうけども、またいろいろな面で職員が大変にならない、仕事が大変にならない、簡単に休暇が取れるような働き方改革の

ほうに行ってほしいなというふうに思って終わりとしたいと思います。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第19号 井原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について〉

委員（三宅孝之君） 学校運営協議会委員が1名ということですが、これは後々増えていくものなのでしょうか、どんなのでしょうか。

学校教育課長（平木康晴君） 申し訳ありません。学校運営協議会委員が1名というのは、すみません、もう一度お願いします。

委員（三宅孝之君） 年6,000円で学校運営協議会委員が、私1名だと思っただけですけれど、これは何名、構成は。

副委員長（西村慎次郎君） 何名かという質問ですね。

学校教育課長（平木康晴君） これは各学校の状況等にもよると思いますが、15名以内という規約にしております。

委員（三宅孝之君） 市立高校で設置されるということですが、この人数のほうはまだ決まってないのでしょうか。

学校教育課長（平木康晴君） まだ現時点では正式には決定しておりません。役職等々もありますので、4月になってからの動きになろうかと思っております。

委員（柳井一徳君） 本会議の説明で、学校運営協議会の委員は、私の聞き間違いかどうか確認の意味でお伺いしますが、地域の保護者で構成するというふうに聞き取ったんですが、それは間違いはないんですかね。

学校教育課長（平木康晴君） 構成員につきましては、対象学校の校長、その他の職員、学識経験のある者、関係機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者というふうに定めておりますが、その中に地域の方、PTAの方、そういう方を必ず入れていただくようにお

願いはしていこうというところであります。

委員（柳井一徳君） 1学校で15名以内ということで、それはそれぞれの学校の単位、子供の数により変わるとは思いますが、地域の方は、どなたかから推薦とかで選ばれるわけですか。それとももう抜き打ちであの方いい人だとか、地域の情報を仕入れてお願いに上がるのか、そこら辺はどのような感じになるんですか。

学校教育課長（平木康晴君） 教育委員会が委員を任命するということにはなりますが、それにつきましてはあらかじめ対象学校の校長先生のご意見をしっかりお聞きするというようにしております。

委員（大滝文則君） これを聞いていいかどうかは別としまして、この6,000円という基準はどこに示してあるのかお知らせいただきたいと思うんですけど。スポーツ推進委員は6,500円、学校運営協議会委員は6,000円ですが、その基準というのはどこへ書いてありましたかね。

学校教育課長（平木康晴君） 基準というのは明記はしておりませんが、基本的には近隣市町それから県の条例等々を参考にさせていただきながら決定をさせていただきました。

委員（大滝文則君） 特別職等の報酬については、今ほとんどが6,500円になっているんじゃないかということを感じるので、この差というものが近隣市町の状況を見て決定したのか、市のほうの状況を照らし合わせて決定したかという中で、今の説明でいうと近隣市町を参考に決定したということですか。

学校教育課長（平木康晴君） そのとおりでございます。

委員（坊野公治君） 報酬のこととはそれなんですけど、現在学校で、すみません、正式名称をはっきり覚えてないんですけど、運営推進協議会とか教育ネットワーク懇談会とか、各小学校区でそういうものを設置しなさいという形で、私も地元の小学校でそういうところに参加しているんですけど、それとの兼ね合いというか、それが全部こちらに移行していくのか、それとも別建てで行くのか、その辺はすみません、報酬とは関係ないんですけど、その辺ちょっと教えていただけますか。

学校教育課長（平木康晴君） 現時点でそれを合体させなさいというような話にはなっておりませんが、基本的には今各学校に置いている学校評議委員会がこちらに移行するというか、この学校運営協議会を設置した場合には学校評議委員会を置かなくてよいというふうになっておりますので、まずは学校運営協議会を設置したら学校評議委員会のほうはなくなるという理解です。ですが、本会議のご質問の中でお答えをさせていただいているように、今学校の中でいろんな組織がありますので、これを上手に学校運営協議会に統合していくことができれば会議等々も減って、先生であったり地域の方の負担も減りつつ、地域の方と保護

者の方、学校とが一体になって同じ方向を向いて子供たちのために動けるのではないかと
いうところを最終的な目標と定めているところであります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

副委員長（西村慎次郎君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、副委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

副委員長（西村慎次郎君） 本日の所管事務調査事項は、美星公民館整備事業についてで
あります。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案が
ございましたら、ご発言願います。

〈なし〉

〈美星公民館整備事業について〉

委員（坊野公治君） ここで美星公民館が建て替えということでありまして、ちょっと1
つ気になったのが、先ほど説明されたように、美星農村環境改善センターのホールの部分を
統合するというものでありました。現在井原市内には13地区ありまして、公民館施設とし
てアクティブライフ井原の中央公民館、芳井が分館、美星が分館、あと私の地元にあるよう
な地区公民館というくくりになると思います。そうした中で、公民館整備事業についての公

民館組織の在り方について、井原市公民館組織検討委員会、これ平成21年のものだからかなり古いんですが、そのときに公民館組織については中央公民館の分館を廃止し、中央公民館の下13地区館とするというふうな答申が出ていると文書をいただいております、私も。その文書の中に最終的に地域で子供を育て、小学校との連携を強化するためには、小学校区に1館の公民館が市民に分かりやすい形であるという結果となったと書いてありますが、この中では分館機能はもうやめていくというふうに答申はされておりますが、このたびの建設計画ではホールを残すということは分館機能を残すという形で教育委員会のほうは決められたのかなと思いますが、そのことを決めた理由、またそれがどこか文書化されているかどうか、その2点ちょっとお聞かせいただければと思います。

生涯学習課長（成智千恵君） 委員さんご指摘のありました公民館の組織の在り方についての答申でございますが、まずこちらの説明を先にさせていただきます。

井原市公民館の在り方について方向性を明らかにするために、公民館組織と職員の体制について平成20年に組織検討委員会に諮問をし、答申をいただいております。その答申を受けて、平成22年度から既に公民館主事を配置してございました井原を除く10地区公民館に公民館主事を配置することになりました。公民館組織についてでございますが、美星及び芳井についてはそれぞれ広域をカバーしており、現時点では中央公民館分館としての位置づけとしております。

そして、2つ目の美星公民館整備事業について文書化したものがあるかというお尋ねですが、今まで教育委員会内で協議を行ってきたこと、また地元から要望のあったことにつきましては協議を重ねてまいりました。そちらの公文書としての記録は当然でございます。

委員（坊野公治君） 分かりました。今のご答弁であれば、分館機能は残していくという方針を市のほうは示されているという中で、井原市のこれからの公共施設の在り方で恐らく公民館などを建て替えるときにはゼロベースで考えるということは明記されていると思います。そうした中で、井原市はこれから先は複合化を進めていくということも言われておりました。所管が違うので答えにくいことかもしれませんが、美星農村改善センターのホール部分を公民館に設置したということであれば、この美星農村環境改善センターは老朽化のためこれから先は閉鎖していくという方針を市のほうはもう考えられているという形でよろしいか、ここで聞くべきことかどうか分かりませんが、そういったことがあればある程度公民館のホール部分も考えていくべきなのかなと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） 農林課の関係になりますけれども、基本的な考え方として統合という方向を思っております。したがって、美星農村環境改善センターにつきましては

当面は何も触らないで現状のまま維持していきますけれども、将来的には統合といったことを思っております。

委員（坊野公治君） 施設の集約、また簡素化ということを考えれば、例えば今美星支所の2階などが空いておると思っています。そういったところを検討されたというような話も聞いておりますが、そのあたりを正式に検討されたのかどうか、また地元とそういった協議があったのかどうか、そのあたりもお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（成智千恵君） 美星支所との複合化については、第1回目の検討委員会のほうへ建て替えと美星支所との複合化の2案を提示いたしました。

委員（坊野公治君） その中で、例えば支所の2階に入ることに對しての地元からどのような意見が出たかというのは今持たれてますでしょうか。

生涯学習課長（成智千恵君） こちらの提案としましては、2階部分を基本として改修してはどうかというご提案を申し上げましたが、やはり公民館が2階というのは使いづらいという意見が多くございました。

委員（坊野公治君） その2階をもし公民館にした場合の面積数というのはどれぐらいになるんですか。

生涯学習課長（成智千恵君） そのときの検討資料としてこちらが持っておりましたのは、支所を改修した場合、2階部分では847平米、また1階や3階も改修も含めれば合計で987平米という広さのものが確保できるということで説明はしております。

委員（坊野公治君） 私図面を読めないんで、今の美星公民館の建設予定の面積って幾らで設計されていますか。敷地面積じゃなくて建坪だけでいいです。

生涯学習課長（成智千恵君） 780平米で計画、設計をしております。

委員（坊野公治君） これホール部分、難しいかな。ホール部分が集会部分を兼ねているんですかね。

生涯学習課長（成智千恵君） そうです。

委員（坊野公治君） ホール部分だけ抜くということはできんのか。

取りあえず以上でいいです。

委員（三宅孝之君） この4億円で公民館を建設されるということですが、その費用はどういうふうなところから出るのか、そのあたりをちょっと教えていただきたい。

生涯学習課長（成智千恵君） 美星公民館整備事業の財源についてのお尋ねです。合併特例債を予定しております。

委員（三宅孝之君） 合併特例債だけで賄われるということによろしいですか。

総務部長（藤原雅彦君） 合併特例債と充当残に公共施設整備基金を充当することとして

おります。

委員（三宅孝之君） 複合化という話が出ていましたけども、国の国土強靱化対策の費用とかでもいろんな補助金で賄えられると思うんですが、そういったところ辺も考えた上で合併特例債とかそういったことも考えて一番費用的にかからないというふうな判断なんですか。その辺を教えてください。

総務部長（藤原雅彦君） 直近で言いますと、荏原公民館、令和2年度に建設しております、こちらのほうに過疎対策事業債を充当しております。こちら充当率100%でございます。過疎債というのは、それぞれ市町に枠が配分される制度でありまして、令和4年度につきましては他事業と調整いたしまして、美星公民館につきましては合併特例債、こちら充当率95%ですけど、そちらを充当して、残りの5%に公共施設整備基金を繰り入れるのが良策であろうということでこういう対応をしております。

委員（柳井一徳君） 先ほど建坪780平米という、この資料の中の公民館部屋別面積基準表というのが平成21年と平成31年とで方針を決められておりますけれども、その中に地区人口2,500人未満の公民館は550平米を上限とする、この地区人口というのは美星町で申せば美星町全体の人口ということでよろしいでしょうか。

生涯学習課長（成智千恵君） そのとおりでございます。

委員（柳井一徳君） 最後から2ページ目の美星町人口推移というところを見ていきますと、過去5年の人口が令和3年が3,792人というふうになっておりますので、先ほどの表でいくと3,500から4,499名ということの欄になって、660平米が上限面積というふうになっておるんですが、これは120平米増えるのは部屋別で使うからということで増えるというふうに理解すればいいんですかね。これ、増えても構わないということなんですか。上限というのは守られなくても大丈夫なんですか。

生涯学習課長（成智千恵君） まず、基準に対して面積が広がっているというご指摘でございますけれども、今委員さんが言ってくださったとおり、美星地区の人口でいきますと660平米となるところでございますが、780平米での計画設計をしております。この差、120平米増えておりますのが、美星農村環境改善センターが老朽化していることから、地区要望を踏まえてステージのついたホールを計画したためでございます。

別冊のA3の資料の2枚目、平面図を見ていただきますと、ステージそしてホール、ホール収納庫等を含めたホール部分が約280平米となっております。そして、その他を引けば約500平米となります。こちらのその他の面積についてでございますが、他の公民館と業務内容、利用の状況は公平であるべきという考え方から、ホール以外の部屋のほうで床面積を調整をしております。例えば和室であるとか調理室の面積が基準よりも小さくなってお

ります。ホールを除く部分の面積については、先ほど来出ております、整備基準のとおりで計算をしております、広くなっているのはあくまでもホールの部分であります。

基準を守らなくていいのかということですが、美星町につきましては中央公民館の分館の位置づけと考えておりますので、ホールについては必要な機能であると思っておりますので、こちらで計画をいたしております。

委員（柳井一徳君） 地区での利用ということですから、産業まつりであるとか地区の芸能大会であるとか、そういったことで使うのが多くなると思いますので、カラオケ大会とか、懇親を深めるためのステージというふうに理解しておりますし、ホールであろうと200名収容ということだったですね。そういうふうなものが必要だということが余分になっているという理解をいたしましたので、公民館はあくまでも地域の方々のコミュニティーを満足させていくべき施設であろうと思いますので、4億円をかけての費用対効果がどうなのかということもありますけれども、それは抜きとして、これは納得いたしました。

委員（坊野公治君） 先ほど柳井委員のほうから4億円のというか、例えばこれに近い公民館であれば、近いというか大きさでいえば出部公民館などが建てた時代も違うので費用面とかも違うと思うんですが、この4億円の内訳として特別高いものではないのか、ある程度妥当な金額が出ているのか、その辺はいかがお考えですか。

生涯学習課長（成智千恵君） 総じて建設費は高くなっておると認識をしております。その理由といたしましては、ホールを造ることで床面積が広がっていること、またホールにステージ機能を持たせたことによって天井高が高くなっており、照明や音響等の舞台装置も整えております。そういったことの影響、さらに昨今の鋼材価格の高騰による影響は大きいと考えております。

副委員長（西村慎次郎君） 傍聴されている三宅文雄議員からただいま発言の申出がありました。発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

副委員長（西村慎次郎君） それでは、三宅文雄議員、発言席で発言を許可します。

委員外議員（三宅文雄君） 失礼いたします。委員外議員の私に発言の機会をいただきましてありがとうございます。委員の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

それから、所管事務調査として私の調査事項を取り上げていただいてありがとうございます。

それでは、座ってお尋ねいたします。

まず、私の考えといたしまして、明日予算決算委員会が開催されますけれども、このたび予算決算委員会のほうへ美星公民館の整備事業ということで予算計上されております。先ほど委員の皆様方からる発言がありましたけれども、まずこの公民館がこういった経過をたどってここに予算計上をされたのかなということが知りたいのと、明日審議するに当たって4億円の予算は計上しますけれども、この根拠が何もなくては我々議員も審査できません。平面図もなければ、こういった建物を建設されるのか、それは我々議員の立場になってみれば、やはり第一に言いたいのは、説明責任というのは執行部にあるというふうに私は思うんです。4億円の予算を、我々は市民から負託を得て議員になっております。執行部が出された資料に基づいて審査しなければできないと思うんです。そういったことで、私はこの所管事務調査として提出させていただきました。

先ほど生涯学習課長からる説明をいただきましたけれども、私はかつて地元の公民館に建設促進協議会のメンバーとして完成まで携わってきました。その過程というのは自分なりに覚えておりますので、今日も資料として当時の資料を持ってきております。その当時、私は市からいただいて、井原市にはこういった基準がありますよということで、建設促進協議会のメンバーの皆さんと一緒に協議をして今日の出部公民館ができています。要するに、最初にしたのは、意外と予算額が高いなというのを率直に感じました。それが第一点で、それでこれを所管事務調査で調べていただかないと、予算審議に私の意見ばかりで予算決算委員会が中断してもいけませんので、あらかじめお願いしたようなことでございます。

それで、先ほど生涯学習課長のほうから説明いただきましたけれども、面積です、それがなぜそういったことになったのかなということで、上限面積より120平米が増えているということ、私の地元の公民館を建設する折もこういった計画もしたんですけれども、全体の建物を考える中で、とてもじゃないけど舞台なんかできないという結論に達しまして今日の建物ができているわけなんですけれども。その辺を、先ほど120平米の差がなぜ必要であったのかなということで、地元の要求があればそういったものでも組み入れてくれるんですかということにならないですか。この基準は何のためにあるのかということをお聞きしたい。まず、その点をお聞きします。

生涯学習課長（成智千恵君） 公民館ですけれども、地域住民の教養の向上であるとか健康の増進、そして社会福祉の増進に寄与することが設置の目的でございます。建物は順次老朽化が進行しまして、そういったものを新築であるとか増改築であるとかというものを計画的に実施する必要があるために、公民館の整備基準を設けて順次整備を進めてきておるのでございます。

答弁は繰り返しになりますけれども、このたびの美星町の公民館の整備につきましては、

地域からの要望を踏まえまして美星農村環境改善センターのホール機能を集約するという考え方でっておりますので、その部分についての面積が広がっているということでご理解をいただければありがたいと思います。

委員外議員（三宅文雄君） 分かんないことはないんですけども、先ほど坊野委員も言われていましたけれども、美星地区には農村環境改善センターと、それから美星公民館という2つの公民館機能を持った建物があります、現実には。旧井原市に行きますと、青野地区とそれから野上地区に農村環境改善センターというのがあります。農村環境改善センターが公民館に移行しています。公民館だから旧井原市には11地区が公民館として現在あります。美星地区には公民館が2つあるという私の理解です。当時で言いますと、ほかの地区は何かコミュニティハウスですか、坊野委員に聞きましたら荏原地区コミュニティハウスということで、何か国のほうからお金が下りたと。それから農村環境改善センター、過疎地域ということで国からのお金が入ってきたと思うんですけども、そういった要するに、公民館を建設するに当たって助成金なり補助金なりが出たということで。このたびも財源につきましても、先ほど説明ありましたけれども、合併特例債を使われるということで、ということは要するに市の借金ですよ。要するに国からもらうお金じゃなくして、市が借金をして建てるわけです。それから、一部基金を取り崩すという話もございましたけれども、やはり基金も年々減少しております。それは私も前一般質問でもお尋ねしましたけれども、基金は減少している、なおかつ借金もするという。合併特例債を借りて建物を建てるということは、やはり後世に負担を残すというふうに思うんです。だから、基金でも先輩たちが井原市のためにということでずっと基金として残してくださるとるわけですから、大事に使わねばいけないというのを我々も考えておるんです。

それから、視点をもう一つ変えまして、公共施設等総合管理計画という方面からちょっとお尋ねしたいんですが、第4章で用途別基本方針というのが31ページに書かれておりまして、それで35ページに基本方針として市民文化系施設の基本方針を以下のとおり設定しますということで書かれております。その中で、ぼつの2番目に施設の更新時にはゼロベースで必要性を見直しますという項目があります。それから、次の項目では保有していくことが必要と判断された施設については、利用状況、用途、老朽化等を考慮して統廃合、複合化、多機能化を推進しますという基本方針が記されております。

まず、設計段階において、この公共施設等総合管理計画はいかに検討されましたか。

教育次長（唐木英規君） 今三宅委員さんのほうから公共施設総合管理計画との整合性ということで、ご質問でございます。

まず、先ほど生涯学習課長のほうにご説明させていただきましたが、当初地元との検討会

議の中で、市としては2案、支所の中での複合化という案と、現地の建て替えという案で、1つは複合化ということも含めたことで地元との協議に入ったというところでございます。そういった中で、地元との協議の中で2階というのは使い勝手が悪いとか、そういう意味合いで、最終的には今までずっと公民館については地元の中心的なコミュニティ施設ということで耐用年数を過ぎたものから年次的に建て替え等をやっているという中で、美星公民館について現地で建て替えという方針を出させていただいたと。ただ、そこから先、公共施設では統廃合とか複合化、多機能化というようなこともうたわれておりますが、そうした中で、今美星地区には、さっきも三宅議員さんおっしゃられた美星公民館という施設と美星農村環境改善センターという施設がございます。それぞれ今までの井原市の公民館の建築の考え方とすれば、先ほどもありましたけども、いろんな財源確保という観点からコミュニティハウス的なものとして補助金を取ってきたり国の財源を取ってきたりする中で、施設がそれぞれコミュニティハウスであったりとか農村観光改善センターの補助金を使ってきたから、そういう二面性を持ったような施設がありますけども、今まではそういう財源確保を図るといった意味合いから、施設のもともとの補助の考え方からコミュニティハウスとか農村環境改善センターということはありませんけども、それを井原市としては公民館として活用させていただいているということもあります。美星地区においては、それぞれ公民館というものもあって、それをもともとの社会教育法に基づく公民館、後は農村環境改善センター、これはまた別の目的を持った施設ということで、いわゆる芳井町なり井原市なり、ホール機能を持った施設として多分そういう国の財源を取ってきて建てられたものというふうにと考えるとところはあるんですけど、その辺の詳しい経緯は私のほうで押さえておりませんので、そうした中でその農村環境改善センターが老朽化したことによってホール機能をまずは美星公民館に集約するという形で、そういったところではこの総合管理計画の方針に沿っているものと考えております。

委員外議員（三宅文雄君） もうあまり聞くことはないかと思うんですけども、先ほどもちょっと元に戻りまして、柳井委員から言われましたように、この別紙ということで3,500人から4,499人の欄に地区人口が該当しますよと、上限面積は660平米になっておりますよということは、先ほど32人の委員の方々の前で、市の方も出られて説明はされたでしょうか。

生涯学習課長（成智千恵君） 説明はさせていただいております。

委員外議員（三宅文雄君） その中で、皆さんは井原市にはこういった基準がありますけれども、これじゃ何ぼにもいけんというふうなことを言われたからこういうことになったのかどうなのか、その辺を改めて。

それともう一点は、市内にもこの660平米以下の人口規模のところがあります。先ほど資料をいただきましたけれども、直近では荏原地区が2,296人です、県主地区は1,252人と小さいんですけども、要するに規模の小さい建物も32人の委員の方々と市の方々が直近の建物を見に行かれましたでしょうか。

生涯学習課長（成智千恵君） 直近で建てた荏原公民館を見ていただいております。

委員外議員（三宅文雄君） 要するに、荏原地区は人口2,296人ということで美星地区よりは小さいんですけども、これから将来の人口推移ということも、美星公民館が建てられたのが昭和45年ということで、もう50年を経過しております。今後のことを言いますと、私も50年先は当然いないんですけども、人口推移を見た場合にこの建物の規模が適切というふうに市のほうは、規模です、規模が適切と判断されたのでしょうか。その点をお聞きします。

生涯学習課長（成智千恵君） 公民館の整備の人口の考え方ですけども、事業着手の前年度の3月31日の現在の人口とするとしておりまして、将来人口が減少していくとかそういったことを考えての計画とはなってございません。

そして、美星公民館につきましては、繰り返しになりますけれども、美星農村環境改善センターのホール機能を集約することにより、今後各種イベント等も公民館で開催されることになりますので、必要なものと考えております。

委員外議員（三宅文雄君） 現在の美星農村環境改善センターの舞台があって、ホールがあって、座席がありますよね。私も以前行ったことがあるんですけども、市民会館のミニ版みたいな感じで、ただ感じたのは座席が狭いというふうな感じがしたんです。そういった、先ほどの元に返りますけれども、市民会館もリニューアルして座席なんか変えたり、それから舞台なんかの照明なんかも変えられたりして、現在ある美星農村環境改善センターを修繕するとか座席をやり替えるとか、そういったことはお考えにはならなかったのでしょうか。

生涯学習課長（成智千恵君） 教育委員会では、公民館を整備するというところで、美星町の現状の施設の状況などは研究をいたしました。美星農村環境改善センターのホールについては高齢者の方に大変使いづらい構造となっておりますということで、そういった地元の声を多く聞きましたので、新しい公民館のほうにホールを造り、高齢者の方や障害のある方や妊婦さん、子供さんなどにも使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた計画にしたいと考えております。

委員外議員（三宅文雄君） るるお聞きしましたけれども、私は繰り返しになりますけれども、やはり公民館整備に当たっては基準というものを定めてあります。旧井原市において

は公民館の整備は大分進んだと思いますけれども、今後もやはり基準は基準できちっと守っていかなければ、何のための基準なのかなど。市民が要望すれば何でも聞いてくれるのかと、そんな建物は必要あるのかというふうな声も聞きます。ほかの地区には舞台なんかある公民館はないと思います。芳井地区は別としましても、旧井原市においてははないというふうに私は思っております。要するに、今後もう青野地区や野上地区なんかも当然時期が来れば改築せねばならんというふうに思うんですけれども、そういった基準に基づいてされるのであればなるほどなど、だから荏原地区と県主地区においては予算計上された時点で2億円ぐらいだったと思いますけれども、やはりそういった基準に基づいてされているのかなというふうに思いましたけれども、4億円ぐらいの予算を組まれております。そういった場合には、その基準を超えた建物を建設する場合には、執行部の皆さんも議会に審議を委ねるのであれば、それなりの説明責任があると私は言いたいというふうに思います。こういった建物を設計しますということで、この前もある方から議会は設計を認めとるではないかというふうなことをお聞きしました。設計を認めたといったところで、予算は認めたけれどもこういった建物ができるというのはここで初めて図面をいただいて分かります。今後はこの整備基準以外、要するに外れたような建物を建設するのであれば、議会に先に説明をしていただきたいということを要望いたしまして私の質問を終わります。

副委員長（西村慎次郎君） 以上で本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。

また、所管事務調査事項におきましては、活発な議論をいただいたと思っております。美星公民館でありますけれども、予算を認めてもらえるならば、今の時期いろんなものが入りにくい状況になっておりますので、少しでも早く発注をかける必要があると思っております。予算を認めていただけるならば、一日も早い発注事務に心がけていきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

副委員長（西村慎次郎君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

副委員長（西村慎次郎君） 所管事務調査事項の美星公民館整備事業について、今後の進め方を委員の皆様にご協議いただきたいと思います。

委員（坊野公治君） このたび予算もついている事案でもありますし、明日予算決算委員会でも議論されることでもありますので、その情報収集というか、その件に関しても今回の委員会でこの所管事務に対しての役目は済んだかなというふうに思っていますので、この1回限りということによろしいと思います。

副委員長（西村慎次郎君） 今回で終了ということによろしいでしょうか。

〈異議なし〉

副委員長（西村慎次郎君） それでは、以上で所管事務調査については終わります。

〈議会への提案について〉

〈議会への提案①及び②については、執行部の考え方や意見等を確認することに決定〉

〈その他〉

副委員長（西村慎次郎君） 次に、その他ですが、こちらからは特にございませませんが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

〈休憩中、委員間討議〉

副委員長（西村慎次郎君） 次回の総務文教委員会につきましては、正副委員長でまた検討し、ご案内させていただきます。

〈異議なし〉

〈議長挨拶〉

副委員長（西村慎次郎君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。